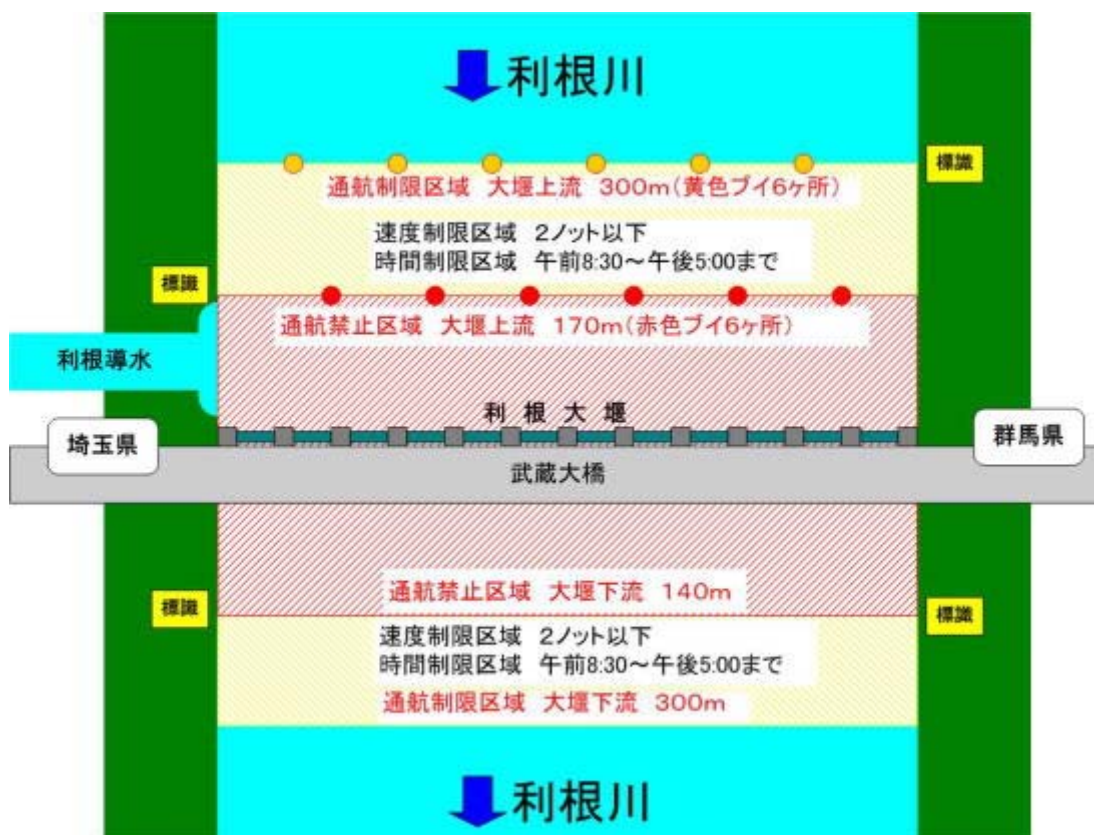


利根大堰上下流の水面を利用する皆様へ

- 利根大堰は、船は通れません。
- 堰上下流には**通航禁止**及び**通航制限**の場所がありますので、ご注意願います。
- **利根大堰近くは、危険ですので近寄らないでください。**



※ 利根大堰における「水域及び通航方法の指定」については、河川法施行令第16条の2第3項により以下のとおりとなっています。(当初公示:昭和46年4月20日/現行公示:昭和48年4月4日)

- 利根大堰上流
 - ・ **通航禁止区域** (赤斜線区域): 堰上流170mの区域
 - ・ **通航制限区域** (黄斜線区域): 堰上流170mから300mの区域
 - 利根大堰下流
 - ・ **通航禁止区域** (赤斜線区域): 堰下流140mの区域
 - ・ **通航制限区域** (黄斜線区域): 堰下流140mから300mの区域
- 【通航制限区域内通航方法】
- ・ 通航時間: 8時30分から17時まで
 - ・ 通航速度: 2ノット以下

上記に違反した者は、河川法の規定により罰せられます。

(問い合わせ先)
独立行政法人水資源機構 利根導水総合事業所
〒361-0004 埼玉県行田市大字須加字船川4369
TEL: 048-557-1501
FAX: 048-557-1506
E-mail: wardec-t@apple.kannet.ne.jp

〈関連リンク〉

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
「利根大堰付近の河川利用について(ルールを守って利根川を利用しましょう!)」
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000085799.pdf